

消防予第 190 号
消防危第 99 号
平成 3 年 9 月 20 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長
消防庁危険物規制課長

ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等に係る質疑応答について(通達)

ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等については、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(平成 3 年 8 月 16 日付け消防予第 161 号・消防危第 88 号。以下「ハロン抑制通知」という。)で通知したところであるが、今般、下記のとおり質疑応答を取りまとめたので、執務上の参考とされたい。

なお、貴職におかれては、管下市町村に対してこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

記

問 1 ハロン抑制通知中第 1・1・(1)に示された使用抑制の対象となる用途について、次に掲げる場所はどのように取り扱うのか。

- (1) 百貨店等の特定防火対象物の専用駐車場
- (2) 複合用途防火対象物の厨房室

答(1) 当該駐車場が特定防火対象物と別棟と判断される場合は、消防法施行令(以下「令」という。)別表第 1(13)項に掲げる防火対象物に該当するので、使用抑制の対象となる。また、同一棟と判断される場合は、特定防火対象物の一部であるため、使用抑制の対象外となる。

なお、渡り廊下等で接続されている場合の取扱いについては、「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号)第 2 によられたい。

(2) 当該複合用途防火対象物が、令別表第 1(16)項イに掲げるものにあつては使用抑制の対象外となり、令別表第 1(16)項ロに掲げるものにあつては使用抑制の対象となる。

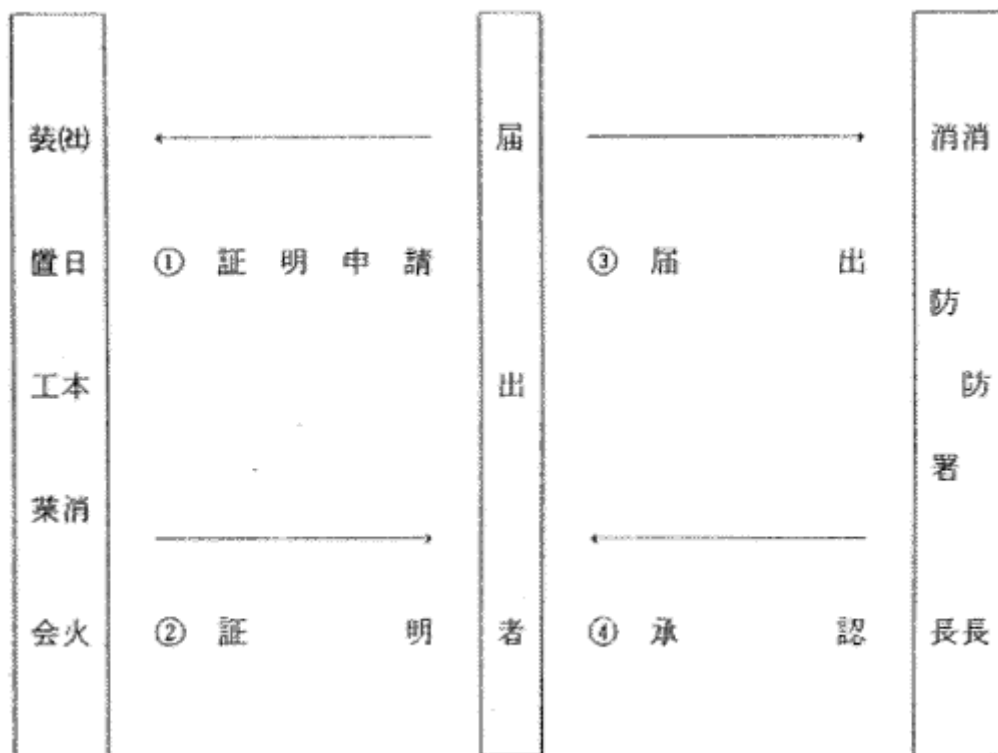
問 2 ハロン抑制通知中第 1・1・(4)において、次の場合はどのように取り扱うのか。

- (1) 着工予定日の制限はどうするのか。
- (2) エによる別記様式の届出書中の「届出者」とは、いかなる者をいうのか。また、事務手続きの流れを示していただきたい。

答(1) ハロン抑制通知中第 1・1・(4)・エの適用については、その着工予定日が 1992

年 3 月 31 日までのものに限るものとする。

(2) 当該届出者とは、当該消火設備を設置する工事業者、設計業者等をいう。なお、事務手続きの流れは、次図のとおりである。



社団法人 日本消火装置工業会

本 部 〒101 東京都千代田区外神田 5-3-4 田中ビル

TEL 03-3835-4598

関西支部 〒542 大阪府大阪市中央区南船場 3-2-22 麻綱ビル

TEL 06-252-3044

中部支部 〒453 愛知県名古屋市中村区亀島 2-12-12 コマツビル

TEL 052-452-3971

問 3 新たに使用抑制の対象とならない用途にハロゲン化物消火設備を設置するか、又は既設のもの改修等を行うことにより、当該消火設備を使用抑制の対象となる用途と共用することができるか。

答 使用抑制の対象となる用途部分のためにハロゲン化物消火薬剤量が増加しない場合に限り、共用することができるものとする。

問 4 ハロン抑制通知中別表第 1 の使用用途の種類の大きい項目の欄に掲げる「通信機関係等」のうち、具体例に掲げる「電算機室」には、一般事務室にパーソナルコンピューターが数台設置されている場合も含まれるか。

答 含まれない。

なお、具体例に掲げる「電算機室」とは、電算機専用を使用される室で、床面積が

50m² 以上のものとして運用されたい。

問 5 消防法令に基づく義務設置のハロゲン化物消火設備・機器以外の消防用設備等の代替措置として、ハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合にあっても、ハロン抑制通知中第 1・1・(1)により運用して差し支えないか。

また、同通知中第 1・1・(3)の「任意に設置するもの」の使用抑制の対象は、どのように運用するのか。

答 前段については、お見込みのとおり。

後段については、任意に設置するものであっても、使用抑制を行う用途は、ハロン抑制通知中第 1・1・(1)によるものとする。

問 6 型式失効となった消火器に替えて新たに設置する消火器は、どのように取り扱うのか。

答 新たに設置するものとしてハロン抑制通知中第 1・1 により、取り扱われたい。

問 7 ハロン抑制通知中第 3・5・(1)・アについて、具体的な指導方法を示していただきたい。

答 防火対象物の関係者に対し、周知徹底を図るよう指導されたい。

問 8 ハロン抑制通知中第 3 に示された二酸化炭素消火設備の安全対策は、いつから講じるよう指導するのか。

答 1992 年 1 月 1 日以降設置するものを対象とする。なお、これ以前に設置するものにあっても、対応が可能なものについては、当該安全対策を講じるよう指導されたい。